## 一般社団法人 Stand With Ukraine Japan 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Stand With Ukraine Japan と称する。

## (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、ウクライナ避難民を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
  - (1) ウクライナの文化を啓蒙するためのイベントやキャンペーンの企画、設営、運営及び管理
  - (2) 日本在住のウクライナ避難民の支援
  - (3) ウクライナと日本の文化的及び社会的協力体制の構築
  - (4) ウクライナと日本の共同プロジェクトへのコンサルテーション
  - (5) ウクライナ在住のボランティア人材及び団体への支援
  - (6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

## (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

#### (経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

## (除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。) 第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

## (社員の資格喪失)

- 第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

## (社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

#### 第3章 社員総会

#### (開催)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

#### (招集)

- 第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に 基づき代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

#### (決議)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権 の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって 行う。

#### (議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

## (議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

# (議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、 議長及び出席した理事がこれに署名又は押印する。

## 第4章 役員

#### (役員)

第17条 当法人に、理事を2名以上置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

## (選任)

- 第18条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
  - 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

## (任期)

. . . . . .

. . . . . . .

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### (理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

## (解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### 第5章 基金

#### (基金の拠出等)

第22条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の

必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

#### 第6章 計算

### (事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月末日までの年1期とする。

## (事業計画及び収支予算)

- 第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。
  - 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (事業報告及び決算)

- 第25条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が 次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類について は、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなけ ればならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - 2 前項の書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (剰余金の不分配)

第26条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第6章 定款の変更、解散及び清算

#### (定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議 決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第28条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

## (残余財産の帰属)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を 経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共 団体に贈与するものとする。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年7月31日までとする。

## (設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 KAVERINA OLEKSANDRA(カヴェリナ オレクサンドラ) 設立時理事 長嶋 モニカ

設立時代表理事 長嶋 モニカ

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都目黒区南1丁目3番2号 リベール A-203 設立時社員 KAVERINA OLEKSANDRA (カヴェリナ オレクサンドラ)

住 所 東京都中央区日本橋小舟町6番1号 KOBUNACHO HOUSE 201号 設立時社員 長嶋 モニカ

#### (法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 Stand With Ukraine Japan 設立のため、設立時社員 KAVERINA OLEKSANDRA(カヴェリナ オレクサンドラ)ほか一名は、本定款を作成し、これに記名押印する。

## 令和4年7月29日

設立時社員 KAVERINA OLEKSANDRA(カヴェリナ オレクサンドラ) 設立時社員 長嶋 モニカ









4



ሂ፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟	<u>፟</u> ፟፟፟፟፠፠	ሂ <b>୬</b> ୬	(公)	፟ <del>፞</del> ፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟፟	፠፠	<b>*</b> *	証) 💃	ሂሂሂ	<u>፟</u> ፟፟፠፠	<b>KX</b> ()	人) 奖	k#¥	፠፠	火(役)	**	<u>*</u>	<u>*</u> *	፟≵(場	) <b>*</b> \$	ሂ <b>୬</b> ୬	<b>፟</b> ፞፠፠ሃ
令	和	4	年	登	簿	第	5	9	号												
	嘱	託	人	2	名	は	`	本	職	に	対	し	, Ē	没 🖸	江	さえ	h	る	法	人	の
実	質	的	支	配	者	ح	な	: 2	· ^	: き	: 君	f カ	3	<b>麦</b> 柳	哥子	= =	=	力	で	あ	る
山田	及	び	同	人	が	暴	力	团	員	等	で	な	٧١	日	を	申	告	٠ ا	1	<u>ځ</u> 0	_
	嘱	託	<u> </u>	人	長	嶋	; ==	E		力	0	0	代	理	人		兼	媷		託	人
K	AV	ΕI	RI	ΝA	. 0	L]	ΕK	S	AN	1 D	RA	( )	カ	ヴ:	L	IJ ·	ナ		オ	レ	ク
サ	ン	F	ラ	) 1	は	, ;	本	職	の	面	前	で	, :	全,	属言	迁,	人	の	記	名	押
印	を	自	認	す	る	日日	を	陳	述	し	た	0									
	ょ	つ	て	`	ک	の	定	款	を	認	証	す	る	0							
		令	和	4	年	7	月	2	9	日	`	本	職	役	場	に	お	ŝ V	\ ~	C -	
	東	京	都	港	区	麻	布	+	番	1	丁	目	4	番	5	号					
			東	京	法	務	局	所	属	6								2 4	<b>&gt;</b>	الملك	בשב
					公	証	人			1		-		#				1	2	黑黑	)是
										1	7 49									E	W
																			45		
<del></del>	жж	***	<b>(</b> (/ <u>)</u> \)	жжэ	ΚЖЖ	жж	(証) 🗲	ξЖЖ	жж	**	人) 米	⋇⋇	<b>ξ</b> ***	★(沿	· **	жж	жж	★ (場	景) 米え	***	жж

. .

1.0